

令和 5 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時 会 会 議 録

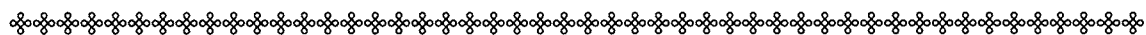
茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和 5 年第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程その 1（7 月 25 日）	5
臨時議長の紹介	6
開会宣告	6
諸般の報告	6
広域連合長の挨拶	7
日程第 1 仮議席の指定について	8
日程第 2 議長の選挙について	8
◎ 議事日程その 2（7 月 25 日）	11
日程第 1 議席の指定について	13
日程第 2 会議録署名議員の指名について	13
日程第 3 会期の決定について	13
諸般の報告	14
日程第 4 副議長の選挙について	14
日程第 5 議会運営委員の選任について	15
日程第 6 議案第 12 号の上程及び提案理由説明	16
日程第 7 上程議案に対する質疑	
〔議案第 12 号〕	17
日程第 8 上程議案に対する討論及び表決	
〔議案第 12 号〕	17
日程第 9 議案第 13 号の上程及び提案理由説明	18

日程第10	上程議案に対する質疑	
	〔議案第13号〕	19
日程第11	上程議案に対する討論及び表決	
	〔議案第13号〕	19
日程第12	報告第3号の上程及び提案理由説明	20
日程第13	上程議案に対する質疑	
	〔報告第3号〕	20
日程第14	上程議案に対する討論及び表決	
	〔報告第3号〕	20
日程第15	一般質問	
日程第16	閉会中所管事務調査について	21
	閉会宣告	22
会議録署名		23
参考資料	議案等審議結果一覧表	25
上程議案等		27



令和 5 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録



令和 5 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 7 月 4 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

- 1 日 時 令和 5 年 7 月 25 日 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
水戸市役所 7 階 水戸市議会 全員協議会室
- 3 付議すべき事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - (5) 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
 - (6) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

以 上

議 員 出 席 表

令和5年第1回臨時会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		7月25日			7月25日
1	大 津 亮 一	○	23	稲 川 新 二	○
2	飛 田 謙 一	○	24	風 見 好 文	○
3	矢 口 勝 雄	／	25	根 本 光 治	○
4	佐 藤 泉	○	26	櫻 井 健 一	／
5	関 口 忠 男	○	27	市 村 香	○
6	稲 葉 里 子	○	28	山 本 実	○
7	油 原 信 義	○	29	宮 内 守	○
8	原 部 司	○	30	高 野 衛	○
9	中 村 博 美	○	31	守 谷 智 明	○
10	小 室 信 隆	○	32	荒 川 一 秀	／
11	坪 和 久 男	○	33	川 澄 敬 子	○
12	熊 田 栄	／	34	今 村 和 章	○
13	田 村 泰 之	○	35	加藤木 直	○
14	落 合 信太郎	○	36	吉 田 充 宏	○
15	遠 藤 憲 子	○	37	菊 池 靖 一	○
16	五 頭 泰 誠	○	38	林 昌 子	○
17	加 藤 恭 子	○	39	平 岡 博	○
18	小 池 みよ子	○	40	高 橋 利 彰	／
19	田 崎 清	○	41	大 里 岳 史	／
20	高 橋 典 久	○	42	植 竹 美智雄	○
21	吉 川 美 保	○	43	青 木 輝 明	○
22	寺 門 厚	○	44	新 井 邦 弘	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法121条第1項）

広 域 連 合 長	松 丸 修 久（守谷市長）
副 広 域 連 合 長	中 島 栄（美浦村長）
事 務 局 長	井 上 鏡 子
事務局次長兼会計管理者	沼 田 正 朋
総 務 企 画 課 長	永 作 薫
事 業 課 長	佐 谷 克 博

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	小 野 克 也
書 記	植 竹 徹

提 出 議 案 一 覧

議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）



議事日程その 1

7 月 25 日



令和 5 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 1

令和 5 年 7 月 25 日（火）

午後 1 時 30 分開議

臨時議長の紹介

開会宣告

諸般の報告

広域連合長の挨拶

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

午後 1 時30分

臨時議長の紹介

○事務局（小野克也君） 事務局から申し上げます。

本日の臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、結城市議会選出の稲葉里子議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

稲葉議員、議長席へ御着席をお願いいたします。

〔 6 番 稲葉里子君 議長席に着席 〕

○臨時議長（稲葉里子君） ただいま、御紹介をいただきました結城市議会選出の稲葉でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

開会宣告

○臨時議長（稲葉里子君） それでは、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○臨時議長（稲葉里子君） この際、諸般の報告をいたします。

議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程その 1 のとおりでありますので、御了承願います。

広域連合長の挨拶

○臨時議長（稲葉里子君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 皆さん、こんにちは。非常に暑い日が続いておりますけれども、体調の維持管理には御注意をいただきたいというふうに思います。

この度、6月10日から茨城県後期高齢者医療広域連合長に就任をいたしました、守谷市長の松丸修久でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和5年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席をいただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、5月に健康保険法等の改正法が成立し、令和6年度から出産育児一時金の財源の一部を後期高齢者医療制度が負担することや、後期高齢者負担率が引き上げられることが決定をいたしました。

国が進めるこの医療保険制度改革は、後期高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことから、当広域連合といたしましても、被保険者の理解が得られるよう、国や市町村と連携し、制度改革の目的や内容、保険料負担の影響等について、十分な周知や広報に努めてまいり所存でございます。

当広域連合も発足から16年目を迎え、現在、被保険者数は45万人と、設立当初の約1.5倍の規模となり、今後さらに団塊の世代が後期高齢者に移行することにより、数年の内に被保険者数は約50万人を超えると見込まれております。

被保険者の増加に伴い、医療費も設立当初から伸び続け、現在、3,560億円を超える状況となっております。

今後も、現役世代の減少や医療の高度化などにより、さらに伸びていくことが懸念されるところでございます。

こういった状況下、当広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、医療費の伸びが過大にならないよう、医療費適正化対策に力を入れるとともに、被保険者の方々が今後もできるだけ長く健やかに過ごせるよう、市町村と緊密に連携しながら保健事業と介護予防等の一体的な事業実施にも積極的に取り組み、高齢者の健康の保持増進になお一層、寄与してまいる所存でございます。

さて、本日は、副広域連合長及び監査委員の選任同意案件など、重要な案件について御審議をいただくことになっておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（稲葉里子君） 松丸修久君、ありがとうございました。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（稲葉里子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま、御着席の議席と指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（稲葉里子君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決しました。

それでは、指名いたします。

議長に大津亮一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大津亮一議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大津亮一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大津議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

それでは、大津議長から御挨拶をお願いいたします。

〔1番 大津亮一君 登壇〕

○議長（大津亮一君） ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、議長に就任をいたしました水戸市議会の大津亮一でございます。

広域連合議会議員は、私自身、初めてでございますので、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら、円滑な広域連合の議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いを申し上げながら、御挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございます。

○臨時議長（稲葉里子君） 大津議長、ありがとうございました。

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議員各位の御協力によりまして、議長選挙を滞りなく終了することができましたことに、心より感謝申し上げます。

それでは、本席を議長と交代いたします。

〔臨時議長 稲葉里子君 退席、議長 大津亮一君 着席〕



議事日程その2

7 月 25 日



令和 5 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 2

令和 5 年 7 月 25 日（火）

午後 1 時 30 分開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定について |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | 会期の決定について
諸般の報告 |
| 日程第 4 | 副議長の選挙について |
| 日程第 5 | 議会運営委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意
を求めることについて |
| 日程第 7 | 上程議案に対する質疑
【議案第 12 号】 |
| 日程第 8 | 上程議案に対する討論及び表決
【議案第 12 号】 |
| 日程第 9 | 議案第 13 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求
めることについて |
| 日程第 10 | 上程議案に対する質疑
【議案第 13 号】 |
| 日程第 11 | 上程議案に対する討論及び表決
【議案第 13 号】 |
| 日程第 12 | 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の
和解） |
| 日程第 13 | 上程議案に対する質疑
【報告第 3 号】 |
| 日程第 14 | 上程議案に対する討論及び表決
【報告第 3 号】 |
| 日程第 15 | 一般質問 |

日程第16 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させるため、少々お時間を頂きます。

〔印刷物配付〕

○議長（大津亮一君） 配付漏れはございませんか。

議事日程その１以降の議事日程につきましては、ただいまお手元に配付させていただきました議事日程その２のとおりでありますので、御了承願います。

日程第１ 議席の指定について

○議長（大津亮一君） 日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

よろしくお願い申し上げます。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

○議長（大津亮一君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、29番宮内守議員、33番川澄敬子議員、以上２名を議長において指名いたします。

日程第３ 会期の決定について

○議長（大津亮一君） 日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

諸般の報告

○議長（大津亮一君） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第 1 項の規定により、説明のため、本臨時会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

日程第 4 副議長の選挙について

○議長（大津亮一君） 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

副議長に植竹美智雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました植竹美智雄議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました植竹美智雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました植竹議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

それでは、植竹副議長から御挨拶をお願いいたします。

〔42番 植竹美智雄君 登壇〕

○副議長（植竹美智雄君） ただいま御推挙されました五霞町の植竹美智雄でございます。

何分不慣れではございますが、議長を補佐しながら頑張って務めたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（大津亮一君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決し

ました。

ここで、議長から御提案申し上げます。

先ほど選任をいたしました議会運営委員をもって、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行いたいと思います。

この際、暫時休憩といたします。

午後 1 時46分休憩

午後 2 時01分再開

○議長（大津亮一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されました。

ここで議長から、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について御報告申し上げます。

委員長に油原信義議員、副委員長に菊池靖一議員が選任されました。

以上であります。

日程第 6 議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の 同意を求めることについて

○議長（大津亮一君） 次に、日程第 6、議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 提案の理由を申し上げます。

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつきましては、副広域連合長でありました染谷森雄氏が、本年 4 月30日をもって五霞町長の職を任期満了により、失職となったことから、副広域連合長として適任である中島栄氏を選任したいと存じております。

中島氏は、平成19年から美浦村長を務められ、行政運営の経験も豊富であり、副広域連合長として適任者であります。

以上で提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（大津亮一君） 以上で、提案理由の説明は終了しました。

日程第7 上程議案に対する質疑

○議長（大津亮一君） 日程第7、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結いたします。

日程第8 上程議案に対する討論及び表決

○議長（大津亮一君） 日程第8、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意されました中島栄副広域連合長を地方自治法第121条第1項の規定により説明員として出席を求めますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午後2時04分休憩

午後 2 時 06 分再開

○議長（大津亮一君） 再開いたします。

この際、副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がございますので、これを許します。

副広域連合長中島栄君。

〔副広域連合長 中島栄君 登壇〕

○副広域連合長（中島栄君） ただいま指名をいただきました美浦村長の中島でございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会、令和 5 年第 1 回臨時会において、議員の皆様より副広域連合長の選任同意をいただきました中島でございます。

これからは、議会の皆さんと共に、茨城県後期高齢者医療広域連合のますますの発展に尽力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

日程第 9 議案第 13 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（大津亮一君） 次に、日程第 9、議案第 13 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、小室信隆君の退席を求めます。

この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 提案の理由を申し上げます。

議会選出の監査委員が本年 3 月 19 日をもって任期満了により失職となったことから、監査委員として適任である小室信隆氏を選任したいと存じます。

小室氏は、平成 29 年から常陸太田市議会議員を務められ、令和 4 年から当広域連合

議会議員を務めるなど、監査委員として適任者であります。

よろしく御審議の上、御賛同のほどお願いをいたします。

○議長（大津亮一君） これで説明を終わります。

日程第10 上程議案に対する質疑

○議長（大津亮一君） 日程第10、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で、上程議案に対する質疑を終結いたします。

日程第11 上程議案に対する討論及び表決

○議長（大津亮一君） 日程第11、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで監査委員に選任されました小室議員が議場におりますので、御挨拶をいただきたいと存じます。

〔監査委員 小室信隆君 登壇〕

○監査委員（小室信隆君） 御同意のほうをありがとうございます。

監査委員を受けさせていただきます常陸太田市議員の小室信隆と申します。

公明正大にきちんと監査を行い、皆様の協力を得ながらやっていきたいと思いま

すので、これからもよろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

日程第12 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

○議長（大津亮一君） 次に、日程第12、報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについての提案理由の説明を行います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 提案の理由を申し上げます。

議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分を行ったものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大津亮一君） これで説明を終わります。

日程第13 上程議案に対する質疑

○議長（大津亮一君） 日程第13、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で上程議案に対する質疑を終結いたします。

日程第14 上程議案に対する討論及び表決

○議長（大津亮一君） 日程第14、報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについての上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第15 一般質問

○議長（大津亮一君） 次に、日程第15、一般質問を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で一般質問を終結いたします。

日程第16 閉会中所管事務調査について

○議長（大津亮一君） 次に、日程16、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

これより議会事務局職員に印刷物を配付させます。

〔印刷物配付〕

○議長（大津亮一君） 配付漏れはございませんか。

本件につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、令和５年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後２時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 稲葉 里子

議長 大津 亮一

2 9 番 宮内 守

3 3 番 川澄 敬子

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第12号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	5.7.25	原案同意
		5.7.25	
議案第13号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	5.7.25	原案同意
		5.7.25	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)	5.7.25	承認
		5.7.25	



上 程 議 案 等



議案第 12 号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 11 条の規定に基づき、下記の者を副広域連合長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 5 年 7 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

氏 名	なか じま さかえ 中 島 栄
生年月日	昭和 22 年 8 月 7 日
住 所	茨城県稲敷郡美浦村

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長であった染谷森雄氏が、令和 5 年 4 月 30 日をもって五霞町長の任期満了により失職となった。よって、副広域連合長として適任である中島栄氏を選任したいので、議会の同意を求める。

参考

なか じま さかえ
中 島 栄 氏略歴

生年月日 昭和 22 年 8 月 7 日

住 所 茨城県稲敷郡美浦村

略 歴

平成 19 年 5 月	美浦村村長に就任
平成 23 年 5 月	美浦村村長に再任
平成 27 年 5 月	美浦村村長に再任
令和 元 年 5 月	美浦村村長に再任
令和 5 年 5 月	美浦村村長に再任
	現在に至る

議案第 13 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 5 年 7 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

氏 名	こむろのぶたか 小室 信 隆
生年月日	昭和 28 年 12 月 23 日
住 所	茨城県常陸太田市

（提案理由）

広域連合議会選出の監査委員が令和 5 年 3 月 19 日をもって任期満了により失職となった。よって監査委員として適任である小室信隆氏を選任したいので、議会の同意を求める。

参考

こ むろ のぶ たか
小 室 信 隆 氏略歴

生年月日 昭和 28 年 12 月 23 日

住 所 茨城県常陸太田市

略 歴

平成 29 年 5 月	常陸太田市議会議員に当選
平成 30 年 8 月	常陸太田市議会議員に再選
令和 4 年 8 月	常陸太田市議会議員に再選
令和 4 年 8 月	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選
	現在に至る

報告第 3 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 7 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和2年（ワ）第261号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年3月27日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和2年（ワ）第261号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が運転する自家用普通乗用車に、被告が運転する事業用中型貨物自動車センターラインを越えて正面衝突し、受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金27,278,940円の支払いを求める訴えを提起したものである。

なお、被害者の治療は継続中で、訴訟期間中も医療給付費は増え続けていたため、請求額を43,470,844円とした。

4 和解内容

(1) 被告は、原告に対し、41,778,138円を支払う条件で和解する。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、その内容が適当と認められるため。

